

西彼中央土地開発公社清算報告書

1. 清算手続き

- (1) 西彼中央土地開発公社は、令和7年2月28日に長崎県知事の解散認可を受けて解散し、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第22条の3の規定により理事全員が清算人に就任した。
- (2) 長崎地方法務局において解散及び清算人就任に係る登記手続きを行い、法第22条の6の規定により長崎県知事に清算人の届を行った。
- (3) 清算人は、法第22条の8第1項の規定により、令和7年3月19日、同24日、同26日の計3回にわたり官報に解散公告を掲載し、解散の告知及び債権申出の催告を行った。
- (4) この催告に対し、公告第1回掲載（令和7年3月19日）の翌日から2か月の期間に債権の申出はなされなかった。
- (5) 令和7年3月1日から令和7年9月29日までの期間内に取立て、資産の処分その他の行為によって得た債権の総額は、金39,842円となった。
- (6) 債務の弁済、精算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額は、金454,042円となった。
- (7) その結果、残余財産の額は、金7,539,764円となった。
- (8) 清算人は、令和7年9月29日に清算人会を開催し、令和7年9月29日現在の財産目録及び貸借対照表等に基づき、残余財産の確定及び処分について承認を受けた。
- (9) 清算人は、法第22条第2項及び西彼中央土地開発公社定款（以下「定款」という。）第25条第2項の規定に基づき、出資団体である長与町及び時津町にそれぞれ3,769,882円を引き渡し、すべての清算業務を結了する。

2. 残余財産明細書

- (1) 解散時の資産及び負債の状況（令和7年2月28日現在）

【資産】

区 分	金 額	備 考
現金及び預金	7,953,964 円	基本財産 5,000,000 円を含む
公有用地	0 円	
出資金	30,000 円	
その他の資産	0 円	
合 計	7,983,964 円	

【負債】

区 分	金 額	備 考
未払金	0 円	
短期借入金	0 円	
その他の負債	0 円	
合 計	0 円	

(2) 清算期間中の収支の状況（令和7年3月1日～令和7年9月29日）

【収入】

区 分	金 額	備 考
繰越金	7,953,964 円	解散時の現金及び預金 (基本財産 5,000,000 円を含む)
出資金返還金	30,000 円	
受取利息	7,622 円	
雑収益	2,220 円	
合 計	7,993,806 円	

【支出】

区 分	金 額	備 考
報酬	90,000 円	監査・清算人会出席報酬
旅費	30,000 円	監査・清算人会出席費用弁償
需用費	970 円	事務用品
役務費	17,710 円	通信運搬費、振込手数料等
委託料	214,862 円	登記等業務委託料
公租公課	100,500 円	県税、町税
合 計	454,042 円	

(3) 残余財産

収入合計	7,993,806 円	
支出合計	454,042 円	
収支差引	7,539,764 円	(残余財産)

3. 残余財産の処分方法及び清算終了

残余財産を 7,539,764 円（基本財産 5,000,000 円を含む）として確定し、そのすべては、法第 22 条第 2 項及び定款第 25 条第 2 項の規定に基づき、出資団体である長与町及び時津町にそれぞれ 3,769,882 円を引き渡し、清算を結了する。

本処分により、西彼中央土地開発公社の債権及び債務は存在しないことを報告する。

令和7年9月29日

西彼中央土地開発公社

清算人	吉田 慎一	鈴木 典秀
	安藤 克彦	岡田 義晴
	山上 広信	中尾 博英
	山口 一三	内田 裕三